

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ

国民健康保険グループ (☎ 05 1 7 7 1)

『詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください

自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合などは、郵送でお知らせします。還付金に関する不審な電話に十分ご注意ください。

新しい国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）（緑色）を送付します

『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』の有効期限は、7月31日(日)です。

8月1日(月)以降の被保険者証は、7月中旬に世帯ごとに簡易書留で郵送します。配達時に不在の場合は、再配達などの手続きをして、必ず被保険者証を受け取ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(日)です

入院や高額な外来診療を受けたとき、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。

8月1日(月)以降に『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要な方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

対象（国民健康保険に加入している方）

- ・7歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ、現役並み所得者Ⅱに該当する方

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー（個人番号）がわかる書類、委任状（別世帯の方が申請する場合のみ）

※令和3年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えを持参してください。

※有効期間の開始日は、手続きした月の1日です。

※7月1日(金)から事前申請を受け付けます（交付は8月1日(月)以降です）。

◆70歳未満の方の限度額

区分	所得区分※2	自己負担限度額（月額）
ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1割 【多数回 140,100円※1】
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1割 【多数回 93,000円※1】
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1割 【多数回 44,400円※1】
エ	210万円以下	57,600円【多数回 44,400円※1】
オ	住民税非課税	35,400円【多数回 24,600円※1】

◆70歳以上75歳未満の方の限度額

区分	所得区分 ※3	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み 所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1割 【多数回 140,100円※1】	
現役並み 所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1割 【多数回 93,000円※1】	
現役並み 所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1割 【多数回 44,400円※1】	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間144,000円)	57,600円 【多数回 44,400円※1】
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※1 過去12カ月間に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から『多数回』の該当となり、自己負担限度額が下がります。

※2 70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額等から43万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです。

※3 70歳以上75歳未満の課税所得とは、住民税の課税所得です。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします



問い合わせ

市民サービスグループ (☎ 05 1 8 5 5)

鷲別支所 (☎ 06 6 1 1 1)

登別支所 (☎ 03 1 1 3 1)

市は、市役所、鷲別支所、登別支所の3カ所で、専用のタブレット端末を利用したマイナンバーカードの申請支援を行っています。

また、事業所や少人数のサークル活動などの場に出向き、申請を支援をする出張受け付けも行っています。

※個人宅への出張受け付けはできません。

※詳しくは、市民サービスグループまたは各支所に問い合わせください。

マイナンバーカードは便利で安心

- 運転免許証と同じように顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます
- マイナンバーカードのICチップには、税や年金などの大事な情報は記録されていません
- 紛失しても、個人番号カードコールセンター(☎0570-783-578)に連絡すればカードの一時利用停止をすることができます